ステップ２　実施時期

ステップ１の実施体制が整ったら、作業現場でリスクアセスメントを実施します。
その実施時期は、法で実施が定められた時期も含めて計画的に取り組むことが必要です。

（１）はじめての実施

リスクアセスメントの実施体制が整ったら、「先ずは、リスクアセスメントをやってみよう!!」ということで、リスクアセスメントに関わる担当者の業務スケジュールを確認し、リスクアセスメントの実施手順に基づき危ないと思われる作業・作業場所を導入の対象として選定し、実施します。

（２）法で定められた実施　（随時）

実施時期として、労働安全衛生規則第 24 条の 11 で限定的に示され、これを受けて指針では、具体的に次のような時期（**随時**）、事業場におけるリスクに変化が生じたり、生じるおそれがあるときに実施することが義務づけられています。

①　建設物を設置する、移転する、変更する、又は解体するとき。
②　設備を新規に採用する、又は変更するとき。
③　原材料を新規に採用する、又は変更するとき。
④　作業方法又は作業手順を新規に採用する、又は変更するとき。
⑤　その他、次に掲げる場合等、事業場におけるリスクに変化が生じ、又は生じるおそれがあるとき。
　ア　労働災害が発生した場合であって、過去の調査等の内容に問題がある場合
　イ　前回の調査等から一定の期間が経過し、機械設備等の経年による劣化、労働者の入れ替わり等に伴う労働者の安全衛生に係る知識経験の変化、新たな安全衛生に係る知見の集積等があった場合

（３）計画的な実施　（定期）

既に設置されている設備等や採用された作業方法等であって、調査等が実施されていない既存のものに対しては、前述の時期に関わらず**定期的**に作業標準の見直し等、安全衛生水準の継続的な向上のために、繰り返し実施することも重要です。

実施の頻度については、事業場における設備の規模や作業の種類の数に応じて、適切な頻度が異なりますので、事業者が設備や作業等の状況を踏まえて決定し、それに基づき計画的に実施することが望まれます。

例えば、リスクアセスメントの結果に基づきリスクの除去・低減のための措置のうち直ちに実施できるものは直ちに実施し、計画的に実施するものは翌年度の安全衛生計画に盛り込んで実施するため、安全衛生計画を単年度（４月から翌年３月まで）で運用している場合は、遅くとも２月中までにリスクアセスメントを実施し、すべての検討を終了させ、次期の安全衛生目標の設定、安全衛生計画の作成の原案に反映させるスケジュールを毎年１回取組むことをお勧めします。